

Title	ラテン・アメリカにおける法の起源に関する一試論： イスパニア法の系譜とその展開
Sub Title	A Preliminary Treatise on the Origin of Law in Latin America : A Genealogy of the Spanish Law and its Development
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology) . Vol.41, No.1 (1968. 1) ,p.52- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680115-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ラテン・アメリカにおける

法の起源に関する一試論

——イスパニア法の系譜とその展開——

賀川俊彦

はじめに

- 一、イスパニア法の起源
- 二、イスパニア法の発現
- 三、イスパニア法の展開
- 四、アメリカにおけるイスパニア法
- 五、「インド法令集」
むすび

はじめに

植民地時代のラテン・アメリカ——蔽密にいえば「イスパニア帝国時代のインド諸領土」——において最初に編纂された基本的植民地法典は、一六八〇年五月一日、ときのイスパニア国王カルロス二世 (Carlos II. 在位一六六五—一七〇〇年) の

裁可のもとに発布施行された「レコピランオン・デ・レイエス・デ・ラス・インディアス」(Recopilación de leyes de las Indias
「インド法令集」)である⁽¹⁾とされている。この法令集は、イスパニア帝国がインド諸領土を発見し、征服し、植民を開始して
から、「インド枢密院」(El Real y Supremo Consejo de las Indias, o Consejo de Indias)を通じて布告された歴代国王の「政令」
(Real Imperativo, o Decreto)、「法令」(Real Cédula)その他の諸法規 (Ordenanzas) など、一般に「インド諸法」(Derecho
Propiamente Indiano, o Derecho Indiano)と総称されていたものの中から、当時なお効力を有していた実質的法文をとり纏め
たものであつた。爾來、「インド法令集」はインド諸領土独特の基本的法典として、また、その後独立するにいたつた今日
のラテン・アメリカ諸国においても基本的法秩序の原型として維持され、継承されることになつたのである。

「インド法令集」は、インド諸領土におけるイスパニア帝国体制を確保するために発せられた法の集大成である。したがつ
て、この法令集にはレアル・パトロナート (Real Patronato ≡ 教会保護王権) をはしめ、帝国統治上の諸問題、政治・経済・社
会的諸制度、法律上の権利・義務関係、通商、航海など、王国と植民地との関係、官憲とインディオス (Indios) 原住民との
関係、その他社会生活万般にわたる諸規範が列挙されており、当時の諸制度を知るためにももちろん、今日のラテン・アメ
リカを理解するためにも重要な典拠となるものである。

にもかかわらず、この法令集に関しては、それが制定されるにいたつた経緯や内容などほとんど明らかにされていない。
けだし、それは、この法令集に附せられた明らかな特性、あるいは欠陥のゆえでもあろうか。あるいは、一八世紀以降のイ
スパニアの衰頹、また、今世紀初頭における惨憺をきわめた市民戦争が、かかる学問的杜絶をもたらしたのであろうか。い
ずれにせよ、ラテン・アメリカ研究は、かかる古典に基礎を固めることが必要とされることであらう。

とはいえ、本稿の目的とするところは、こうした学問的空白を埋めようとするほど大胆なものではない。それに「インド
法令集」の内容を詳らかにするにはあまりにも資料に乏しい。ここでは、この法令集を中継ぎとしてラテン・アメリカ諸国

に継受されるにいたつたイスパニア法の系譜を辿り、イスパニア法が、植民地帝国建設当時、いかなる典拠に基づき、また、いかなる経緯を通じて「インド法令集」に結実したかを究明するものである。

(1) See Charles Phines Sherman, *Roman Law in the Modern World* (Boston, 1917), Vol. I, p. 291; C.H. Haring, *The Spanish Empire in America* (Oxford Univ. Press, New York, 1947), p. 113.

一、イスパニア法の起源

有史以前のイスパニアにおける法は、詩歌、あるいは神話に折りこまれ、伝えられたといわれている⁽¹⁾。それは、法というよりも、この半島に住みついた人々の間に自然に培われた哲学であり、慣習であり、または理想の類とすべきものであつたであろう。イスパニアの幽明期、そこには法として纏まつたものはいまだ存在しなかつた。だが、イスパニア古来の詩歌、神話、あるいはまた慣用句によるいい伝えのうちこそ、イスパニア人の強烈な個性、その集体としての民族性を誓つた母体が存在していたことは忘れられてはならない。法は、イスパニア人がローマ帝国への編入によつてはじめて知らされた市民的、社会的精神とともに、この地にはじめてもたらされたのである。

ローマ帝国時代

イスパニアのローマ時代(紀元前二世紀頃—五世紀初期)における当初の法源はローマの執政官(Praetore)の発する告示法(Edicta)であつた。もちろん、地方によつては慣習法が重視されていたが、根本的にはこの告示法が任地の地方執政官によつて優先的に施行されたであろうことはいうまでもない。皇帝ハドリアヌス(Publius Aelius Hadrianus)治世中の二世紀前半、これらの告示法を集録した「サルヴィウス・ユリアヌス」(Salvius Julianus)が世に出たが、イスパニアに施行された普通法の最初の法典こそはこの告示書の一註解であつた⁽²⁾。その後、歴代ローマ皇帝の法令を編纂した三世紀末の「グレゴリウ

ス法典」(Codex Gregorianus)、四世紀初頭の「ヘルモゲニアヌス法典」(Codex Hermogenianus)、つらに五世紀前半には東ローマ皇帝テオドシウス二世(Theodosius II)の公にした「テオドシウス法典」(Codex Theodosianus)が西ローマ皇帝ヴァレンティヌス三世(Valentinianus III)によつて自身の法令とともにイスパニアに施行された⁽⁶⁾。強制と融和とを使い分けたローマのイスパニア支配は、イスパニア人にとつてはじめて法規範を具体的な形において提示した。その強烈な印象は、その後、イスパニアがしばしば異民族の侵略と支配を受けながらも、その法はつねにローマ法の近代的領域を形成するにいたつたことによつて明らかである。

西ゴート王国時代

五世紀に入るや、ヨーロッパにおけるゲルマン民族の大移動はローマ帝国の崩壊をもたらした。これは、イスパニアにとつても重大な歴史的転換を強いることとなつた。四一四年、ピレネーを越えてイスパニアに侵入した西ゴート族(Visigothos)は、ローマ、イスパニア人のみならず、先着のゲルマン系諸民族の激しい抵抗を受けながらも、ついにイスパニア全土の支配権を掌握し、以後、八世紀はじめにアラブ人回教徒によつて駆逐されるまで、三世紀にわたる西ゴート王国の出現をこの地にみるることになつた。

西ゴート王国時代のイスパニアの法律は、代々の国王の発する告示法が各国王の在位中にかぎつて施行されたが、宗教会議で認めた場合にはこれを永久告示法として後世に残した⁽⁴⁾。しかし、ローマ法の浸透したイスパニア支配のためには、ローマ法に準ずる新たな法の編纂が必要であつた。そのためか、五〇六年には早くもアラリック二世(Alaric II)の立法になる「アラリック法典」、通称「ブレヴィアリウム」(Breviarium Alaricianum, Lex Romana Visigothorum)が生まれ、中世イスパニア法最初の集輯として西ゴート王国時代の大半を通じて重視された。これは、ローマ法の「テオドシウス法典」、およびガールイウス(Gaius)やパウルス(Paulus)の書を材料として編纂されたものといわれる⁽⁵⁾。

七世紀半ばを過ぎた頃、裁判法典「フォルム・ユデイクム」(Forum Judicum)が出された。⁽⁶⁾この法典が編纂された年代については、レクスヴィント王 (Recceswinth) 時代⁽⁷⁾、あるいは「エヒカ王 (Egica. 在位六八七—七〇〇年) 治世中、トレドで開催された第一六回宗教会議によつて編纂された⁽⁸⁾」とする説などがある。だが、その法源は古代ゴート族の慣習法や歴代西ゴート国王による告示法、それに教会法などに基つており、代々の国王のもので修正補完が重ねられたのであろう。いずれにせよ、この法典はローマ法とチュートン法とを系統的に体系づけた中世最初の大法典といわれ、「アラリック法典」に優先して用いられるようになった。

「フォルム・ユデイクム」は、全一二編五四章五七八条からなり、前述したように教会法、古代ゴート族の慣習法、歴代諸国王の告示法を含むものであるが、相続、婚姻、法人、所有権、時効、および契約などに関する一般法はローマ法に一致するといわれている。⁽⁹⁾この頃、すでに西ゴート族はローマ・イスパニア人と混然一民族化していたことをもつてしても、この法典がイベリア半島における全住民の融和を目的として施行されたことは明らかである。その後、八世紀初期、イスラム教徒の侵入により西ゴート王国は潰滅したが、「フォルム・ユデイクム」は半島北部に拠点を構えるキリスト教徒とともに生き続けた。かくして、レコンキスタ (Reconquista=国土回復運動) が飛躍的に展開した一三世紀には、ラテン語による原典はイスパニア語に翻訳され、その名は「フェロ・ユスゴ」(Fuero Juzgo) の俗称のもとに、よりいつそう親しまれるようになった。この法典は、その後もなお増補修正を加えられながらも、中世イスパニアの大法典として、およそ六世紀にわたつて基本的法秩序の原型をなしたのである。

一四世紀にいたるも、「フェロ・ユスゴ」はなおカステイリヤの法律として維持せられ、⁽¹⁰⁾現行イスパニア民法典が統合改編して制定された一八八九年まで、それは効力を失わなかつた。⁽¹¹⁾しかもなお、「フェロ・ユスゴ」は現行イスパニア民法典に生き続けているのみか、アメリカ大陸におけるすべての諸国にとつて「父法」となつたと⁽¹²⁾さえいわれる。これ、まさに「大

法典」と呼ばれるに充分なゆえんであろう。

イスラム王朝時代

七一年にはじまつたイスラム教徒によるイスパニアの統治は、西ゴート・キリスト教徒たちを半島北部地方に離散せしめ、あるいはイスラムの支配する都市に逼塞せしめた。爾來、イスラム勢力の影響は、およそ八世紀にわたつてこの地に及ぼされることになつた。

この間、イスラムの支配下に治められたイスパニアに、イスラム法が施行されたことはいうまでもない。だが、半島北部に孤立したキリスト教諸王国、たとえばアストゥリア (Asturia)、レオン (Leon)、カステイリヤ (Castilla)、ナヴァアラ (Navarra) などでは「フォルム・ユディクム」がよりいつその愛着をもつて諸王国における基本法として維持せられた。ただし、この間、地方的な「フエロス」(Fueros)⁽¹³⁾、すなわち特別法や慣習法の類が多教育でられ、「フォルム・ユディクム」と共存、あるいはむしろこれに優先して用いられたであろうことは十分に考えられる。

たとえば、「フエロス・デ・ソブラルベ」(Fueros de Sobrarbe) のごとく、おそらく一一世紀以前に作られたと思われるのであるが、アラゴン (Aragon) の封建貴族にとつての「マグナ・カルタ」とさえいわれ、多大の関心を寄せられながら保持されていたことの記録が残されている。⁽¹⁴⁾ また、カステイリヤでは、一〇世紀末、サンチョ・ガルシア伯 (Conde de Castilla, Don Sancho Garcia) がのちに「フエロ・ヴィエホ」(Fuero Viejo) として知られるようになった新法の制定準備にかかり、一七六年のナヘラ (Nagera) のコルテス (Cortes 市議会) において増補され、その後、それは一四世紀半ばごろまで地方的に効力をもちつづけていたことが明らかにされている。

この「フエロ・ヴィエホ」は、最終的には五編に纏められているが、内容的には比較的杜撰であり、また論理的一貫性に乏しいことが指摘されている。⁽¹⁵⁾ しかし、第三編には主としてカステイリヤにおける特殊な状況である国王と封建貴族との

関係を調整するための諸法規が集められており、そのためにもこの法の施行範囲はカステイリヤ、それにせいぜいレオンの領土内のみ限られたらしい。⁽¹⁶⁾しかし、こうしたことは「フェロス」の地方的性質のゆえにイスパニアのキリスト教諸王国に「フォルム・ユディクム」の存続を許し、法の不統一を免れしめる結果となつた。

しかしながら、レコンキスタの運動が進展するにつれて、イスパニアのキリスト教諸王国にはじつに無数の法的副産物があらわれるようになった。この運動がほとんど完成の域に近づいた一三世紀半ばには、キリスト教徒の手に復帰したイスパニアにおいては法律は完全に地方的に分裂し、諸王国、諸都市・町村はそれぞれ独自の「フェロス」を有するようになっていた。ここにおいて、ローマ的西ゴート法たる「フォルム・ユディクム」は、いつとき現行法としての効力をほとんど失うにいたつたのである。それは、イスパニア法がその起源として依拠するローマ法が、チュートン法に由来する慣習法によつて抹消されることになるかもしれぬ大いなる危機でもあつた。

- (1) Archibald Wilberforce, *Spain and Her Colonies* (Peter Fenelon Collier & Son, New York), p. 10.
- (2) 戸倉広「羅馬法の世界史的使命」(叢松堂刊、昭和二年)二四四—五頁。
- (3) 船田亨「羅馬法」(刀江書院刊、昭和五年)七二—四頁参照。
- (4) See Henry Smith Williams, *The History of Spain* (The Historian's History of the World, Vol. X, London, 1926), p. 32.
- (5) 前掲、船田亨「羅馬法」七五頁。
- (6) 「フォネム・ユマイタム」は、他ぞ *Liber Judicium, Liber Judiciorum, Liber Gothorum, Lex Wisigothorum* など称されてゐる。
- (7) Harold Livermore, *A History of Spain* (George Allen & Unwin Ltd., London, 1958), p. 60.
- (8) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., p. 270.
- (9) *Ibid.*
- (10) 一三四八年、アルフォンソ十一世 (Alfonso XI, 在位一三二一—五〇年) による「アルカラ法令」(Ordenamiento Alcalá) に明らかになら^れる。
- (11) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., p. 271.

- (12) *Ibid.*, p. 270.
- (13) 「フエロス」(fueros) とは、都市的あるいは地方的性質の普通法、特別法、慣習法、諸権利または諸特権に関する法などを総称するものとして用いられる。
- (14) Charles Sumner Lobingier, "Las Siete Partidas in Full English Dress," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. IX, 1929, No. 4 p. 530.
- (15) Antonio de San Martin, ed., *Códigos Españoles* (Madrid, 1872), II, p. 239.
- (16) C. S. Lobingier, "Las Siete Partidas in Full English Dress," *H.A.H.R.*, op. cit., p. 531.

二、イスパニア法の発現

一世紀末にイタリアのボローニヤ (Bologna) に復興したユスチニアヌス (Justinianus) 大帝の「ローマ法大全」(*Corpus Juris Civilis*) がイスパニアに輸入されたのは、じつにこのような法的分裂の一三世紀の一時期であつた。ユスチニアヌスのローマ法のイスパニア輸入は、当初のうちでこそゲルマン・チュートン法に起因する慣習法の抵抗を受けたが、イスパニアにおける法の分裂的傾向はこれに直面した進歩的統治者をして、一つの調和した法体系のもとに統一することの必要を痛感せしめるにいたつた。かかる政治的必要に迫られてか、やがてユスチニアヌス大帝のローマ法を受け容れるべき気運が各地に起こるようになったのである。

アルフォンソ一〇世の法典編纂事業

このような趨勢のもとに、カステイリヤに偉大なる立法者が出現した。それはサン・フェルナンド (San Fernando) 王の息子であり、その後継者のアルフォンソ一〇世「エル・サビオ」(Alfonso X el Sabio. 在位一二五二—八四年)であつた。その称号「エル・サビオ」とは「賢者」、もしくは「知識者」の意であつて、アルフォンソ一〇世の科学と文学に関する学識・識見の深さゆえに献呈せられたものである。また、同王は特にイスパニア法に貢献するところ多大であつたことのゆえに、

「イスパニアのユスチニアヌス」とも称せられた。⁽¹⁾

アルフォンソ一〇世は、カステイリヤ国王在位中に「フエロ・デ・ラス・レイエス」(Fuero de las Leyes)、『セテナリオ』(Senario, o Septenario)、『および』「エスペクトロ・デ・トドス・ロス・デレチョス」(Espectulo de todos los Derechos) の三つの重要な立法的著作を公にし、その後、これらの著作を基に近世イスパニアにおいて最も卓越した「ラス・シエテ・パルティダス」(Las Siete Partidas) を完成した。

「フエロ・デ・ラス・レイエス」⁽²⁾

アルフォンソ一〇世の最初の業績である「フエロ・デ・ラス・レイエス」は、同王がカステイリヤ国王に即位して間もなく一二五五年に発布され、通称「フエロ・レアル」(Fuero Real) と呼ばれた。この表題は「王権」を意味し、国王の権利、特権をあらわすものであるが、その内容は、カステイリヤ国内におけるそれまでのあらゆる都市的地方的権利や特権の類を廃し、これに代わる普通法としての形式を整えたものであり、四編七二章五四五条からなる。

「フエロ・レアル」の特徴とすべきことは、まず、これまでの多くの「フエロス」に織りこまれていたゲルマン・ヒュートン法に基づく慣習法を廃して、ポロニーヤから輸入したローマ法をその基本として採用したことであろう。かりに、「フエロ・レアル」をしてカステイリヤ法最初の統一的法典とするならば、早くもここにローマ法の復活をみたことになる。だが、この法典はとかく形式的であつて論理的・一貫性に比較的欠けるなど、いくつかの欠陥が指摘されている。しかし、このような欠陥は同時代的には共通のものである。

それにしても、この法典編纂の狙いとするところが本来の法的効力よりむしろ政治的効力の方に重点がおかれたことを暗示する材料がいくつも見出される。たとえば、「フエロ・レアル」の序文に、「このフエロは永久に遵守さるべし」⁽³⁾とのアルフォンソ一〇世の命令が記されている。この言葉が、はたして単なる希望であつたのか、あるいは政治的効力を目的とした

ものであつたのか、あるいはさらにそれ以上のものであつたのか、まことに疑わしい。というのは、アルフォンソ一〇世は、自らのこうした命令にもかかわらず、この法典に代わるべき新たな法典編纂を次々に計画しているからである。

結局、「フェロ・レアル」の価値は、多くの法学者たちも指摘しているように、それが当時の時代的要請に應えて法の統一を図つたことの政治的効果のほどに見出すべきである⁽⁴⁾。じつさい、この「フェロ・レアル」の施行によつて、以後、カステイリヤの王権はとみに増大し、王位に対する封建貴族たちの反抗、謀叛の類はかなり掣肘されるようになった。

「セテナリオ」

第二の著作である「セテナリオ」は、「フェロ・レアル」が發布されたのとほとんど時を同じくして完成されたが、これはアルフォンソ一〇世が先王サン・フェルナンド三世による編纂計画の遺業を受け継ぎ、これを補訂したものである。しかし、「セテナリオ」は、現行法として施行されたものでなく、単なる法の集成、法律全書であつたが、アルフォンソ一〇世はその「フェロ・レアル」編纂の動機や刺激の大部分をむしろこの「セテナリオ」からえたものとみられる。

「エスペクロ・デ・トドス・ロス・デレチョス」

第三の「エスペクロ・デ・トドス・ロス・デレチョス」の表題は、「万法鑑」の意である。これは、通称「エスペクロ」と呼ばれ、五編五四章六五七条からなり、一二五八年に發布された。その内容は、基本的にローマ法に基づくものであつて、ユスチニアヌス大帝の「学説彙纂」(Pandectarum digesta)、あるいは「ローマ法大全」に類似し、また教会法大全 (Corpus Juris Canonici) から教会法の多くが採用されている。しかし、この法典は、カステイリヤ、レオン両王国の統一法たるべきことを目的とし、主として王室裁判に使用しうるものとも公平妥当な法規を集成したものとみなされている⁽⁵⁾。のちに發布施行されることになつた「ラス・シエテ・パルティエーダス」は、じつにこの雛型に型どつたものといわれる。

「ラス・シエテ・パルティエーダス」⁽⁶⁾

「ラス・シエテ・パルティードス」は、アルフォンソ一〇世がさきに手がけた三つの法典をさらに集大成したもので、もつとも卓越したものとして知られている。この法典は、イスパニアがレコンキスタを推進し、完成し、大帝國の建設に邁進する過程において、中世から近世に明けゆくイスパニア法社会におけるいわば暁の明星であつた。

「ラス・シエテ・パルティードス」の表題は「七法」もしくは「七法典」の意であつて、その名の示すように全七編からなり、そのもとに一八二章二四七九条からなる大法典である。この法典編纂がはじめられたのは、「フェロ・レアル」が發布された翌年の一二五六年六月二三日であるが、これが完成したのは一二六三年、あるいは一二六五年の二説があつて判然としない。⁽⁷⁾しかし、その名の示す「七」単位から「七年間に七編」と解して一二六三年完成とするのが通説となつている。

「ラス・シエテ・パルティードス」の編纂をじつさいに手がけたのは誰であつたのか。この問題については、諸説まちまちであつて定説はない。アルフォンソ一〇世こそ唯一の編纂者であるとする説は、この法典編纂上の企画の統一性、同王の編纂になる他の法典との類似性、同王の署名、さらに同王の遺言などをその証拠として挙げている。⁽⁸⁾しかし、アルタミラをはじめとする一般説によれば、これはアルフォンソ一〇世の熱心な監修のもとに数名の法学者によつて編纂されたとされ、その法学者としてはハコボ・デ・ラス・レイエス (Jacobo de las Leyes, o Jacomo Ruiz)、マルチネス (Fernando Martinez Marina)、ロルダン (Roldán) などの名が挙げられている。⁽⁹⁾しかし、マルチネス自身の語るところによれば、これら法学者たちはアルフォンソ一〇世の法典編纂に助言を与え、これを補佐したにすぎなかつたといわれる。⁽¹⁰⁾いずれにせよ、アルフォンソ一〇世は、この法典編纂に単に国王としておさなりに参画する以上に精力を傾倒したことは事実であつて、この点、歴代ローマ皇帝になる諸法典、ナポレオン法典、あるいはハンムラビ法典とは異なるところである。

「ラス・シエテ・パルティードス」七編の構成は、概要、つぎのごとくである。

I カトリック教会法、「レアル・パトロナート」(Real Patronato) 王国内の教会に関する国王の権利義務)

II 王権、行政官、官制教育関係事項などの公法

III 司法

IV 結婚、親族法

V 債権、商法

VI 相続、後見

VII 刑事訴訟法

アルタミラによれば⁽¹¹⁾、各編に教会法、あるいはローマ法の強い影響があらわれているが、ときに西ゴートの立法である「フエロ・ユスゴ」に基づく慣習法を採録したところも少なくないという。

この法典の構成に関して、それがごく自然な形をとつていることを賞讃する向きは多い。だが、この「自然」という言葉がどのような関連のもとに用いられるにせよ、それが論理的構成を意味するものでないことは確かである。「七編」という分割方法でさえ、「七」という数字がローマでは聖なることの象徴であり⁽¹²⁾、また占星学上の象徴でもあつたことからして、

同時代的な象徴主義のゆえに採用されたとする見方も成り立つ。この法典の序文に、「七」の数字がひととき目立つ飾り文字で記されていることは⁽¹³⁾、こうした見方を勇氣づけるものといえよう。しかし、一般的な見方としては、この法典がユスチニアヌス大帝の「学説彙纂」を模範として⁽¹⁴⁾いることから、学説彙纂の七部五〇巻に倣つたのだとする有力な説がある。

しかし、この点に関して「パルティータス」は一つの目新しい特徴をもつている。それは、七編各々の導入語に花文字で「ALFONSO」の各文字をもじつてつけたことである⁽¹⁴⁾。もとよりこれらの導入語には、各編の主題との関連はない。各編の主題は、それよりもむしろ編数と主題の内容との関連によつたものと思われる。たとえば、結婚、親族法の部分を第四編に編入したことについて、その序言には、これを「七つのパルティータスの中央におくは、……あたかも心臓が身体の中央

にあるごとく⁽¹⁵⁾と記してある。このような構成ぶりからして、それは象徴的であるだけでなく、甚だ専断的であるとして評されるゆえんである。

「バルティードス」を編纂するにさいして用いられた資料に関して、この法典それ自体はほとんど何も触れていない。だが、すでにアルフォンソ一〇世の編纂になる諸法典に述べたように、この法典がユスチニアヌス大帝の学説彙纂、法律大全から大なる影響を受け、また教会法を大幅に採り入れたものであることは知られている。ただし、「バルティードス」がローマ法の影響をどの程度受けたものか、その解答は人ごとにまちまちである。アルタミラは、「バルティードス」と「フォルム・ユディクム」との比較において、後者にみられなかつた父権 (*patria potestas*) が前者では「すべての理論が母権の否定をとまなう……」⁽¹⁶⁾として、ローマ法の特徴とする父権が「バルティードス」において復活したことを認めている。また、ハンターによれば、「バルティードスはローマ法に拠るところきわめて多い。その第三編はもつぱらローマ法に依拠し、第五編はほとんど逐語的にローマ法をとり入れた」⁽¹⁷⁾と指摘している。

ローマ法とともに教会法も「バルティードス」にかなりの影響を与えた。すでにローマでは、グレゴリー七世ヒルデブランド大帝 (Gregory VII, Hildebrand, 在位一〇七三—八五年) の時代から教会勢力の復興とともに、教会の世俗的事項への干渉権が大幅に増大していた。最初の正式な教会法典といわれるグラチアヌス (Gratianus) の「デクレタム」⁽¹⁸⁾ (Decretum) がはじめてイスパニアに輸入されたのは一二世紀末のことであつて、一三世紀半頃にはすでにイスパニア人の間にも数人の教会法学者が育つていた。したがつて、「バルティードス」編纂時には教会法をとり入れる十分な素地ができていた。だが、「バルティードス」は必ずしも教会法とは一致したものとはならなかつた。たとえば、婚姻について、教会法は夫と妻たるべき両者に平等の誓約をなさしめる⁽¹⁹⁾に對して、「バルティードス」は両者別々の誓約基準をあてはめた⁽²⁰⁾のみならず、「バルティードス」は、寡婦が一年以内に再婚することを禁じている⁽²¹⁾。一方、教会法は、これには何の制限をも課していない。

ローマ法、教会法のほかに、「バルテイーダス」に影響を与えたのは、同じイスパニアでもバルセロナに生まれた「コンスラード・デル・マール」(Consulado del Mar)である。これは、アラゴン国王の命令によつて、一二五九年に中世最初の海法典として編纂されたもので、イスパニアのみならず、地中海沿岸諸都市に採用され、近代世界の海法および商法の根底をなすにいたつた。カステイリヤでは、これを「バルテイーダス」第五編にとり入れたが、その後、さらに「オレロン法典」(Fuero de Oleron, o Fuero de Leyron)と称する中世第二の海法典を別個に編纂し、これを大西洋沿岸諸都市における通商交易に利用した。なお、英国の海商法(Maritime Law)は「オレロン法典」に基づいて作られたもので、ともに「コンスラード」の流れを汲むものである。「バルテイーダス」はこうした海商法をその一部に採用することによつて、綜合的大法典としての重厚味を一段と増すことになつた。

さて、最後に「バルテイーダス」が当時のイスパニアに及ぼした効果のほどについて述べておこう。アルフォンソ一〇世は、この法典の序文に「王国におけるすべての人民は、この法律の適用を受けるものであつて、他のいかなる法律にも服するものではない」と命じている。この命令はカステイリヤとレオンにおけるそれまでのあらゆる法律、アルフォンソ一〇世自身の編纂公布になる「フェロ・レアル」さえも廃止して、これらに代えようとしたものと解される。「フェロ・レアル」はもとより「エスペクロ・デ・トドス・ロス・デレチヨス」も王国内における法の統一を通じて政治的統一を図ることを目的としていた。より統一的な、より正しい法への改編を精力的に企画し続けたアルフォンソ一〇世の卓越した才能、それは単なる法学者のとても及びもつかぬ非凡な経綸の才能であつた。

だが、「賢者」アルフォンソ一〇世は、こうした秀れた立法を直ちに施行するには、時機的に未熟であることを知らなかつたとは、これまたあまりにも「賢者」であり、「学者」であつたためであらうか。あるいは「ラス・シエテ・パルテイーダス」があまりにもローマ法的な刷新的な法典であつたためか、この立法は完成後約一〇〇年間、法的効力を生じなかつた。

当時の王国における複雑な事情は、かかる統一的法律による規制をかたく拒んだであろうことは、その歴史的経過から察するに難くない。しかしながら、アルフォンソ一〇世がこの法典をして将来のカステイリヤのみならずイスパニア全土に統一の基本法たらしめんとする洞察に基づいて完成し、公布したものであるならば、その洞察はまことに見事に的を射たものといえよう。その後におけるカステイリヤとアラゴンとの結合によるイスパニア王国の統一、アメリカ大陸の発見と植民を通じてイスパニア帝国の形成とそれが最盛期を迎えるにいたり、それはイスパニア帝国版図のすべてにわたつて有効に施行された。さらに、アメリカにおける帝国植民地の独立後も、それは継承されるにいたつたのである。また、イスパニア自身にとつても、一八八九年、今日のイスパニア民法典があらわれるまで、「ラス・シエテ・バルティエダス」はイスパニア法の基本法として、また君主制の鑑として輝やき続けたのである。かりに、「フェロ・ユスゴ」をして今日のラテン・アメリカ諸国にとつての「父法」とするならば、「ラス・シエテ・バルティエダス」はまさに「母法」とするにふさわしい。

- (1) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., p. 276.
 - (2) 上記法典^註また *Fuero del libro, Fuero Castellano, Libro de los Consejos de Castilla* とも称された。
 - (3) C.S. Lobingier, "Las Siete Partidas in Full English Dress," op. cit., p. 533.
 - (4) Rafael Altamira y Creves, *Continental Legal History* (New York, 1948), I, p. 628.
 - (5) *Ibid.*, p. 620.
 - (6) 「シエテ・バルティエダス」は *Libros de las Leyes, Fuero de las Leyes, Código de las Siete Partidas* とも称せられる。
 - (7) Antonio de San Martín, ed., *Códigos Españoles* (Madrid, 1872), II, Intr., XV.
 - (8) Antequera, *Historia de la Legislación Española* (Madrid, 1945), p. 266.
 - (9) Jacobo de las Leyes は Jacomo Ruiz, Jacomo de Junta, Jacomo de Flores とも呼ばれ、ポロニヤの註釈学派の流れを汲むイタリア人法学者であつて、アルフォンソ一〇世の教師として仕えた。その代表的著作は、「*Flores de las Leyes*」である。
- Fernando Martínez Marina は Zamora の聖職であり、一三三九年、Oviedo の司教に選ばれているが、法学者としても著名である。「*Margarita de los Pleitos*」、「*De Orden de los Juicios*」などは、かれの著作として知られている。

- Roldán の著者なほ著者著しあり。一七二六年に有るは "Ordenamiento de las Taluerias" を著わし、イヌムニヲ法に大きな影響を与えた。
- Rafael Alkamira y Creves, *Continental Legal History*, op. cit., p. 654.
- (9) Adolfo Bonilla y San Martín, "Address in the exercises commemorating the seventh centenary of the Birth of Alfonso X., The Wise, in November, 1921," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. V, 1922, p. 496.
- (10) Rafael Alkamira y Creves, *Continental Legal History*, op. cit., p. 628.
- (11) マーヤの著し、七十五、題の第七頁(註田)、七十五護聖徒、第七頁など。
- (12) Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio (Madrid, 1807), I, Prologo, pp. 4, 5.
- (13) Partida I. A' servicio de dios
- II. L a fé catolica
- III. F ize nuestro señor
- IV. O nras señaladas
- V. N acen entre homes
- VI. S eudamente dijeron
- VII. O lividanza et atrevimiento
- C.S. Lohmgier, "Las Siete Partidas in Full English Dress," op.cit., p. 544.
- (15) Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio, op. cit., IV, Prologo.
- (16) Rafael Alkamira y Creves, *Continental Legal History*, op. cit., p. 629.
- (17) William A. Hunter, *A Systematic and Historical Exposition of Roman Law* (London, 1876), p. 107.
- (18) マローニヤの條に於てあり、法律家としての知識も豊かたは Gracianus が、一七五〇年頃、教会法を初めて体系的に編纂したもので、正統のそと Concordia Discordantium Canonum であるが、Decretum Gratiani であるが Decretum として知られるようになった。
- (19) Corpus Iuris Canonici Decretum, II-VI, pp. 4, 5.
- (20) Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio, op. cit., VII, tit. XVII, (D).
- (21) *Ibid.*, IV, tit. XII, (III).
- (22) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., p. 273.
- (23) Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio, op. cit., I, Prologo.

三、イスパニア法の展開

「ラス・シエテ・バルテীদের」は、アルフォンソ一〇世在位中もその後も、約八〇年の間、法律としての効力を生じなかつた。しかし、この「バルテীদের」と同じく一三世紀のイスパニアに設立されたサラマンカ、ヴァレシアの両大学をはじめとして、その後、一四世紀にはレリダとヴァリャドリッド、一五世紀にはサラゴサおよびトレド、さらに一六世紀にはセウイリヤとグラナダに、各々法律学を主要科目とする大学が続々と設立されたが、これら諸大学ではいづれも「バルテীদের」を教科書として用いた。とりわけ、サラマンカ大学は半島におけるローマ法の伝播のための中心となつた。

「アルカラ法令」

一三四八年、アルフォンソ一〇世の曾孫アルフォンソ十一世（在位一三二一—一五〇年）の時代にアルカラ (Alcala) のコルテスにおいてアルカラ法令 (Ordenamiento Alcala) が發布され、これによつて「バルテীদের」はカステイリーヤの旧法、すなわち都市のフェロス、「フェロ・レアル」、封建貴族の特権などに抵触しない限り、法的効力をもつことになつた。⁽¹⁾ このことは、旧法に優先すべきはずの一般的権威は否定されたとしても、いわば補足的法典としての役割が与えられたことを意味する。

「オルデナンセス・レアレス・デ・カステイリーヤ」

その後、カステイリーヤのイサベラ女王とアラゴンのフェルナンド二世との結婚により、イスパニアははじめて王国の統一を完成したが、これら両王の共同治世（一四七四—一五〇四年）中のイスパニアにおける法律は、政治的大変革の結果として当然のことながら、きわめて混沌たる状況を呈した。そこで、イサベラ女王はアルフォンソ・ディアス・デ・モンタルヴォ⁽²⁾ (Alfonso Diaz de Montalvo) およびガリンデス・デ・カルヴァハル (Galindez de Carvajal) の両法律家に命じて、かかる混沌

たる状況を救済するための法典編纂にそれぞれとりかからせた。その結果、カルヴァハルはその事業に失敗したけれども、モンタルヴォは「オルデナンセス・レアレス・デ・カステイリヤ」(Ordonances reales de Castilla)⁽³⁾と称する王の法令集を完成し、これが一四八四年に公布された。

この法令集は、行政、訴訟、民事および刑事などの項目を主とし、八編一一六三条からなるものであつたが、その中の二三〇カ条はもっぱら王権に関するものであつた。しかし、この法令集は、諸々の旧法から抜萃集成したというのみで論理的体系に乏しく、しかも権威的な裏付けに欠けていたことでもあつて、とても変動期における法の統一という偉業に役立ちうるものとはならなかつた。

「レイエス・デ・トロ」

一四、五世紀のイスパニアにおける民族的慣習法とローマ法との背反は、「アルカラ法令」にせよ、また「モンタルヴォ法典」にしても、これを調和し救済することができなかつた。一四九二年、新大陸の発見と国土回復運動の最終的完成をみるにおよんで、イスパニア王国はその前途にますます明るさを増した。残された難題は、ただ王国内における統一的秩序あるのみであつた。ここにおいて、一五〇五年、トレドのコルテスは「レイエス・デ・トロ」(Leyes de Toro)と称せられる法令を發し、法の統一を図ろうとする試みがなされた。

このトレドの法令は全八三条からなり、それまでの旧法、すなわち「フェロ・レアル」や「シエテ・パルティードス」、その他慣習法なども含む法律を系統立て、さらにそれらを補足する目的をもつて發布されたものであつた。これまでの慣習法とローマ法との調和ということも決して無視したわけではないが、「レイエス・デ・トロ」は全体的にローマ法を強調している。ここに「パルティードス」は漸くほとんど全面的な法律上の効力を生ぜしめられることとなつたのである。⁽⁴⁾

おりしも、新大陸の征服はイスパニア帝国の版図を着々と膨脹せしめていたときでもあり、新大陸の植民地へ赴くコンキ

スタドールレス、特にアデランタードや行政官たちは、植民地に施行すべき法律の規範としてこの「ラス・シエテ・パルティダス」の法典を携行していつた。⁽⁵⁾「シエテ・パルティダス」はイスパニア帝国の版図の拡大とともに、西半球はもろろん、アジア、アフリカの諸植民地にいたるまでもたらされ、帝国統一の重要な法規範となつたのである。およそ、一つの法典が奉じられた領域の広さといい、また基本法として保持された寿命といい、この「パルティダス」に並ぶものは他に類例を見出すことはできない。かのユスチニアヌス大帝の学説彙纂でさえ、東ローマ帝国領土内に限定され、ローマ帝国の崩壊とともに消えていつた。しかるに、「パルティダス」はイスパニア領アメリカ、フィリピンにおける共通の基本法であつたし、今日なお基本法としての地位を崩していない。⁽⁶⁾しかも、それはかつてメキシコ領であつた今日の米國諸州、カリフォルニア、テキサスはいちにおよばず、ルイジアナ州においてさえ「パルティダス」は今日なお綿密な研究に値する。……その諸条項のあるものは、「ルイジアナ」州法の一部に残つている⁽⁷⁾といわれているほどである。

- (1) Rafael Alamira y Creves, *Continental Legal History*, op. cit., p. 623.
- (2) Montalvo は "Puero Real" によつて "Las Siete Partidas" の註釈書をはじめ "Repertorio de Derecho" という法律辞典を著わしている。
- (3) 別で、著者台したがいつて "Ordenamiento del Doctor Montalvo" と呼ばれる。
- (4) Rafael Alamira y Creves, *Continental Legal History*, op. cit., p. 623.
- (5) C. S. Loringier, "Las Siete Partidas in Full English Dress," *H. A. H. R.*, op. cit., p. 537.
- (6) *Ibid.*
- (7) William Wirt Howe, "Roman and Civil Law in America," *Harvard Law Review*, XVI, p. 342, 351.

四、アメリカにおけるイスパニア法

一四九二年、コロンブス (Cristobal Colon) による新大陸の発見は、フェルナンドとイサベラ両国王をして、奇しくも同年

に完成した「レコンキスタ」の延長という概念のもとに、イスパニア人「コンキスタドーレス」(Conquistadores 征服者)を立ち向かわしめた。爾来、イスパニアは、自国の統一はもとより、果てしなく膨大な新大陸に、またヨーロッパにも、帝國版図の拡大を狙つて膨脹しつづけたのである。

新大陸の征服が開始された当初の時代、イスパニアはまだまだ政治的な国家的統一にいたらず、アラゴン王国のフェルナンドとカステイリーヤ王国のイサベラ両王の結婚によつてこれら二大王国の連合がなつたにすぎなかつた。両王国はそれぞれ独自の司法、行政組織を保ちながら、アラゴンはフェルナンドの独占的統治下におかれ、カステイリーヤは「主たり難く、従たり難し。フェルナンドとイサベラとは同権同治」のもとにおかれていたのである。カステイリーヤでは前述のカステイリーヤ法 (derecho castellano) 独特の法規が施行されていたし、アラゴン王国下の各国——アラゴン、カタラン (Catalan) 、ヴァレンシア (Valenciano) 、マヨルカ (Mallorquin) ——でも独自の法律が効力をもつていた。その後、まもなくアラゴンに併合されるナヴァアラ (Navarra) も、当時は独自の法をもち、独立した王国の状態を保つていた。

新たに発見された「インド諸領土」(Las Indias) あるいは「東インド諸領土」(Las Indias Orientales) と呼ばれる地域が、政治的にカステイリーヤ王朝の主権下に編入されたことは、コロンブスの探検を援助したのがイサベラ女王であつたこととあいまつて、当時のかかる歴史的背景によるものである。したがつて、イスパニアで作られたこの地域に関する諸法律は、すべてカステイリーヤの制度を基とし、当時のカステイリーヤ法に遵じて発布施行されたのである。⁽²⁾

しかし、この果てしなく広大で、しかも民族的、社会的にイベリア半島とはまつたく様相を異にするインド諸領土に向けて、イスパニア法、厳密にいえばカステイリーヤの法律はいかに適用されたのであろうか。インディオス原住民の多くは強力な政治組織を保つており、イスパニア国王はできうるかぎりその組織を植民地政策にとり入れようと努めた。征服された原住民の原始的法慣習は、「イスパニアの利益に反しないかぎり尊重すべし」との原則にしたがつて、インド諸領土のイス

パニア帝国体制に多大の影響を及ぼした。⁽³⁾

征服と植民が進展し、インド諸領上の行政、司法上の問題がますます複雑化するにつれて、これらの諸問題を取り扱うべき国王直属の諮問機関の設置が必要となつた。ここに設けられたのが、その後、インド諸領土に関するイスパニア帝国最高の審議機関としてその植民地時代を一貫して最高權威を保つた「インド枢密院」(El Real y Supremo Consejo de las Indias, o Consejo de Indias)であつた。⁽⁴⁾ 爾來、国王の「命令」(Real Imperativo)・「王法令」(Real Cédula)・「諸法規」(Ordenanzas)などは、すべてこのインド枢密院を通じて公布施行されるようになった。

「インド諸法」

イスパニア・カステイリヤ法に基づき、しかもインド諸領土の新しい環境に適用せしめるために、国王の新たな命令、法令、法規の類はインド枢密院を通じて続々と出された。それは、新たな問題が発生する度につねに緊急を要するものとして発せられたので、諸法規はたちまちのうちに膨大な数にのぼり、改廃を重ねた。また、それは次第にイスパニアの諸規範から離れて、インド諸領土独特の法規 (Derecho Propiamente Indiano) として特色ある性格を示すにいたつた。

これらの諸法規を総称する言葉として、その後、「インド諸法」(Derechos Indianos) と呼ばれるようになったが、一六三五年、そこにはすでに四〇万にのぼる王法令が含まれていたといわれる。「インド諸法」がかくも大量の法規をもつようになったことは、一つにはそれが前述の二つの原則に基づいていたがためであるが、いま一つには、イスパニア代々の主権者たちがインド諸領土を完全に王室の私有財産としてその手中に保持せんとし、これら主権者たちの植民地官憲に対する深い不信のゆえに発したものでなからうか。法規の細密化 (minuciosidad reglamentista) は、植民地統治上、官僚行政機構を異常なまでに複雑化したことの結果でもあつた。⁽⁶⁾

その間、「インド諸法」を統一して一つの法典に集大成しようという試みは、決してなかつたわけではない。それは、一五四

三年、カルロス五世によつて公布された「インド新法」(Leyes y ordenanzas nuevamente hechas por S.M. para la gobernación de las Indias y buen tratamiento y conservación de los Indios, o Las Nuevas Leyes de Indias)の例によつて明らかである。⁽⁷⁾しかしこれは正式の名称にすでに明らかかなように、主として植民地官憲の原住民に対する態度を是正し、原住民に対する善政と原住民の保護の必要について訓示したものであつて、単なる法令ではないとしても、これを法典とするにはあまりにも部分的であつた。

一方、イスパニアにおいては、カルロス一世によつて拡大された帝国版図の維持と強化に努めていたフェリペ二世(Philip II 在位一五五六—九八年)は、これも父王の遺業であるカステイリヤ法の法典編纂を受け継ぎ、一五六七年、これをついに完成した。「ヌエヴァ・レコピラシオン」(Nueva Recopilación ≡ 「新法令集」)と呼ばれるこの法典は、九編二一四章三三九一条からなり、「フェロ・レアル」および「ラス・シエテ・パルティダス」以来の効力を有するあらゆる法律を集成したものである。その法源は、遠く七世紀半ばに発した「フォルム・ユディクム」(一三世紀頃から「フェロ・ユスコ」の俗称のもとに呼ばれた)に遡り、前記二法典はもとより、モンタルヴォの「オルデナンセス」、⁽⁸⁾「アルカラ法令」、⁽⁸⁾「レイエス・デ・トロ」などのすべてをその後の諸法規とともに採択した。

フェリペ二世は、この「ヌエヴァ・レコピラシオン」完成の勢いを駆つて「インド諸法」の編纂にとりかかるべく、一五七〇年、この事業をファン・デ・オヴァンド(Juan de Ovando)に命じた。オヴァンドは、当時有効とされていた諸法規を七編に集成すべく努力したが、第一編「教会法」、および第二編第一章「インド枢密院の組織と機能」を編纂し終えたところで挫折してしまつた。⁽⁹⁾それは、「インド諸法」の質量ともに、とても一法学者の手に負えるような代物ではなかつたからでもあろう。かくして、「インド諸法」はイスパニア法新法典編纂の刺激にもかかわらず、また、その後も数名の法学者たちの努力にもかかわらず、つねに部分的な集成をみるのみで多くの時を経過する結果となつた。

(1) Jose Maria Ots Capdequi, *El Estado Español en las Indias* (México, 1941), p. 9.

- (2) *Ibid.*: Hubert Herring, *A History of Latin America—from the beginnings to the present*—(Jonathan Cape, London, 1954), p. 154.
- (3) See Philips Answorth Means, "Indian Legislation in Peru." *The Hispanic American Historical Review*, Nov. 1920.
- (4) 「インテ・枢密院」が設置された年代については、一四九三年、一五二一年、一五二四年など、多数説に分かれているが、今日では、当時のインド諸領土に関するあらゆる問題についての総責任者ロドリゲス・デ・フォンセカ (Juan Rodríguez de Fonseca) が死亡した一五二四年、その職務を継承すべくカルロス一世によって正式に設置されたものとされている。
- (5) C.H. Haring, *The Spanish Empire in America*, op. cit., p. 113.
- (6) J.M. Os Capdequi, *El Estado Español en las Indias*, op. cit., p. 13.
- (7) See C.H. Haring, *The Spanish Empire in America*, op. cit., p. 56.
- (8) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., pp. 283—4.
- (9) C.H. Haring, *The Spanish Empire in America*, op. cit., p. 112.

五、「インド法令集」

「インド諸法」を整理して一つの法典に編纂する事業は、一六二四年頃からペルーのレオン・ピネロ (Antonio León Pinelo) を中心としてはじめられ、一六三五年一〇月、それまで四〇〇万を数えていた王法令 (Real Cédulas) がおよそ二万一千に整理された⁽¹⁾。この労作は、リマのアウディエンスシア (Audiencia ≡ 裁判所) の著名な判事ソルサノ (Juan de Solórzano Pereira) の認めるところとなつたが、王室財政の逼迫のために、その原本はついに出版されるにはいたらなかつた。

しかし、この労作は、インド枢密院のフェルナンド・ヒメネス・パニアグア (Fernando Jiménez Paniagua) によつてさらに再整理され、九編二一八章六四四七条からなる法令集として、一六八〇年五月一八日、国王カルロス二世の裁可をえて発布施行されることになつた。これこそ、「インド諸法」最初の総合的集大成である「レコピラシオン・デ・レイエス・デ・ラス・インディアス」(Recopilación de leyes de las Indias ≡ インド法令集) である。

この「インド法令集」は、翌る一六八一年に出版がなり、直ちにインド諸領土の副王 (Vireyes)・総督 (Presidentes)・知事 (Governadores) らの許に送付せられ、各地のカビルド (cabildos || 市議会) に配布された。⁽³⁾ 爾来、それはインド諸領土における独特の基本的法典として、また、その後独立するにいたつた今日のラテン・アメリカ諸国においても、基本的法秩序の原型として維持され、継承されることになつたのである。

「インド法令集」九編の構成を簡単に示すならば、つぎのごとくである。

- I 教会法
- II 「インド枢密院」と「アウデイエンシア」
- III 政治・軍事行政、副王、総督
- IV 発見、植民、自治都市
- V 地方政府と裁判
- VI インディオス
- VII 刑法
- VIII 王室財政
- IX 通商と航海

これらの構成は、さきのイスパニア法の集大成である「ヌエヴァ・レコピランオン || 新法令集」に型どつたものといわれる。⁽⁴⁾

「インド法令集」は、インド諸領土独特の基本的法典であるけれども、イスパニア法の影響は単にその構成のみならず、いたるところに見出すことができる。それは、まず、この法令集第二編の冒頭に「カステイリーヤの諸法令を遵守すべきこと」⁽⁵⁾

とし、さらに、この法令集を裁可するにあたって、カルロス二世は「インド諸領土のアウトディエンシアに布令したすべての法令は、この新法令集に違反せざるかぎり引続き効力を有するものとする」との命令を下していることなどによつて明らかであろう。

だが、この法令集の編纂に具体的に貢献したものとして、シャーマンは諸資料をつぎのような順に呈示している。すなわち、(1)「インド諸法」、(2)「ヌエヴァ・レコピラシオン」、(3)「レイエス・デ・トロ」、(4)「カステイリヤの王法令」、(5)「アルカラの法令」、(6)「フエロ・ユスゴ」、(7)「ラス・シエテ・パルティダス」、(8)「コンスラード・デル・マール」などである。⁽⁷⁾以上の順は、諸資料が「インド法令集」に与えた影響の重要性に応じたものであろうが、それは必ずしも影響の内容を考慮した上での順ではないと思われる。それにしても、「インド法令集」はインド諸領土における実情に応じて布告施行された「インド諸法」を集約化したものであるけれども、これがイスパニアルカステイリヤ法を基本としたものであることは明らかであろう。

したがつて、「インド法令集」は、ローマ法以来のイスパニア法の系譜を引くすべての法典に共通の欠陥を備えることになつた。たとえば、それはとかく形式論に陥り、また論理的一貫性に乏しいことである。また、インド諸領土全域に影響を与える政治的経済的大方針から、わずか一町村にだけ関係するごく瑣末的事項にいたるまで、事例ごとに条文化され、きわめて細密化されたままにおかれていること、しかもなお、これらの欠陥に一向に改善工夫された形跡のないことなどである。さらに、「インド法令集」は、これが出版された当時において効力を有していた実質法のみをとり纏めたものであるため、そこには時代ごとに異なつた法の変化をみる事ができない。インド諸領土の植民地時代初期の諸法令の中には、いつたん廃されても必要に応じて復活され適用されたものも少なくない。こうした法の多くがこの法令集には脱落していった。⁽⁸⁾

このような多くの欠陥があつたためか、「インド法令集」が発布施行されたのちにも、夥しく多数の新しい法令が出さ

れ、この法令集に優先するものとして扱われた。その結果、大量の新法令はやがてこの法令集を凌ぐものとなり、「インド法令集」はまもなく時代遅れのものとなつた。この傾向は、一八世紀半ばにイスパニアの王朝がハプスブルグ家からブルボン家に引き継がれ、植民地帝国体制に大改革が加えられたときに急速に深まつた。この大改革の立役者であるカルロス三世 (Carlos III. 在位一七五九—一七八八年) は、一七六五年、インド枢密院に対して「インド法令集」の改訂を命じている⁽⁹⁾。だが、結局、この法令集に代わるに足る新法典があらわれぬまま、一六八〇年の「インド法令集」は数多くの欠陥を孕みながらも、植民地時代が終るまで辛うじて權威を保ち続けることができたのである。

- (1) José Torre Revello, *Noticias históricas sobre la Recopilación de Indias* (Buenos Aires 1929), p. 20.
- (2) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., p. 286.
- (3) C.H. Haring, *The Spanish Empire in America*, op. cit., p. 113.
- (4) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., p. 291.
- (5) *Recopilación de leyes de las Indias*, II, tit. 1, 1—2.
- (6) C.H. Haring, *The Spanish Empire in America*, op. cit., p. 113.
- (7) C.P. Sherman, *Roman Law in the Modern World*, op. cit., pp. 291—2.
- (8) C.H. Haring, *The Spanish Empire in America*, op. cit., p. 114.
- (9) カルロス三世の命令により、一七七六年にいたつて漸くインド枢密院は全面的改訂のために二人の法学者を任命したが、その中の一人クリストキ・アンステギ (Juan Crisólomo Anstéguí) による第一編だけが修纂を終えた。しかし、全編の修纂が終つたのは、一七九二年、カルロス四世 (Carlos IV. 在位一七八八—一八〇八年) の裁可をえたが、結局、当時のイスパニアにおける国内の混乱や植民地の風雲急を告げる中に発布施行されるにいたらなかつた。Ibid.

む す び

アメリカにおけるイスパニア帝国体制を説明するにあつて、まず必要とされる典拠は、「レコピラシオン・デ・レイエ

ス・デ・ラス・インディアス」であろう。「このインド法令集」は、イスパニアがインド諸領土の統治上必要とされたあらゆる諸法令を整理し集めたものであつて、植民地帝国体制が終焉にいたるまでの基本的法典であり、また今日のラテン・アメリカ諸国においてもそれが継受されるにいたつたことはよく知られている。

だが、この法令集は、植民地帝国建設の途上、むしろその後半世において集成され、しかも、その当時にのみ有効とされた諸法規を集成したものであるために、その実用性はかえつて短期間に限られた感が深い。植民地帝国体制を全般的に研究する者にとつて、この法令集を唯一の典拠として頼むにしては甚だ疑問が残るのも、そのような性格のためである。

本稿では、かかる疑問を解消させるためにも、遠くイスパニア法の起源に遡り、ローマ法に発するその起源がイスパニア法、特にカステイリヤ法の系譜を辿つてインド諸領土に展開する過程を明らかにしようとして試みた。その結果、アメリカにおけるイスパニア帝国体制の解明には、この帝国建設初期におけるイスパニア・カステイリヤ法、特にレコンキスタ運動の途上に完成された「ラス・シエテ・パルティードス」こそ、重要な典拠として認めるに値するものであることを知るにいたつた。

ここでは、イスパニア法の系譜とその展開過程を追求することに専念したため、「ラス・シエテ・パルティードス」については形式的な解説にとどまつてその実質的内容にまで触れることはできなかつたが、いずれイスパニア植民地帝国体制の解明に資すべく稿を改めるつもりである。